

努力目標

- ① 基礎的な生活習慣を確立し、社会の一員として道徳性に富み、豊かな自己表現を図る力を身につける。
- ② 主体的に考え、正しく判断し、行動する力を身につける。
- ③ 自他の生命と人権を尊重し、共生の心を育み円滑な人間関係を築く力を身につける。

1. 登下校

- (1) 8時40分までに教室内の自席に着席できるよう、常に時間にゆとりを持って行動するように心掛ける。欠席・遅刻がないように体調を整え、学校生活に前向きに取り組むこと。欠席・遅刻をする場合は、必ず保護者から学校に連絡してもらうこと。遅刻して登校した場合は職員室で遅刻届に記入し、教室で担当教員に提出する。
- (2) 通学方法は電車、バス、自転車もしくは徒歩とし、自動車での校内への送迎は禁止とする。特別な事情がある場合は担任に申し出て、自動車送迎に関する「許可願」を発行する。自転車通学希望者は、別紙の許可願を提出し、自転車点検を受けること。
- (3) 自転車通学を許可された生徒は鑑札ステッカーを自転車の見やすい位置に貼付する。
- (4) 登下校時は公共マナーや交通ルールを遵守し、事故のないように努めること。自転車乗車時は左側通行や通行禁止区域を厳守し、信号無視、二人乗り、並列走行、傘さし運転、運転中の携帯電話使用、運転中のイヤホン着用は禁止とし、ヘルメット着用の努力義務などの道路交通法を厳守すること。
- (5) 事故防止のため、学校敷地内では自転車からは降りて、押して歩くこと。登校時の上り坂の乗車については、令和7年10月より平日の8時25分までに校門を通過した場合と休日、長期休業中のみ認める。
- (6) 万が一の事故発生に備え、必ず自転車保険に加入すること。保険については毎年忘れずに更新すること。
- (7) 登下校中に事故があった場合は、怪我がなくても必ず警察、保護者、学校に連絡すること。
- (8) 自転車に関する指導に従わない場合は、自転車通学の許可を取り消す場合がある。

2. 校内生活

- (1) 下校時間を夏季(3月～10月)は18時、冬季(11月～2月)は17時とする。
- (2) 早退外出をするときは担任に届け出て早退届・外出許可証を受け取る。
- (3) 飲食は教室又は中庭で行う。(現在は食堂が営業していないため飲食をするための利用は不可)
また、ガムの校内への持ち込みは禁止とする。食べ歩き、飲み歩きも禁止とする。
- (4) ポスター・広告類の掲示、募金等は、生徒会及び生徒支援部の許可を受ける。
- (5) 校舎及び施設・備品は大切に使用し、破損した場合はすみやかに届け出て弁償する。
- (6) 所持品には名前を書いて紛失や盗難予防に心がける。学習に不必要な物品類や余分な金銭を所持しない。
- (7) 学校敷地内での携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。正門前で電源を切って、かばんの中に入れる。
また、許可された場合を除き校内でのカメラの使用を禁止する。
- (8) 休日や休業日(長期休暇等)に登校する際は職員の許可を受ける。その際は体操服等で登校しても良い。

3. 校外生活

- (1) 飲酒・喫煙・薬物乱用は禁止する。(ノンアルコール飲料、電子タバコ等も含む)
- (2) オートバイの乗用・同乗・所有、運転免許証の取得は禁止する。自動車免許については、就職決定者で必要と認められる場合、12月1日より自動車学校の入校を認める。その他の3年生は、2月1日より自動車学校の入校を認める。
- (3) 高校生にふさわしくない遊戯場や風俗営業関係の店には立ち入らないこと。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。特に事情がある場合には、担任に届け出て面談を行った上で実施する。

4. 服装規定

制服は、登下校や学校生活や学校行事、対外行事、面接等の公的な場面で着用するものです。清潔感のある着こなしを心掛け、本校指定の制服を組み合わせて正しく着用し、学校の指導があった場合、これに従うこと。

- (1) 制服を改造しての着用は禁止する。(スカート丈は膝下が隠れること。学校の指導があった場合、従うこと)
制服を崩して着用することは禁止する。崩して着用するとは、スカートのウエスト巻き、ズボンの裾まくり等のことを指し、やむを得ない事情がある場合は、異装届を提出する。やむを得ない事情とは、体型の変化・チャック・ファスナー・ホック・制服の破損等があり、プライバシーが守れない状態があること。
- (2) 時期にかかわらず、ブレザーを着用する際はネクタイを付けること。
- (3) スラックスを着用する場合は、ベルトを付けること。
- (4) セーターを着用する場合は学校指定のものとし、カッターシャツの上から着用する。防寒着は学校指定のウインドブレーカーや華美でない上着とし、ブレザーの上から着用すること。防寒着や防寒具は朝の SHR から終礼までは使用不可とする。ただし、学校指定のウインドブレーカーは校内や体育授業時に着用しても良い。
- (5) 肌着・靴下は白、黒、紺、グレー、ベージュを基調とした華美でないものを着用すること。
- (6) 制服の長さ等の不具合については、まず担任と相談し、生徒支援部に連絡する。相談の結果、修正が必要と判断されたら、指定の制服業者に連絡し、対応を検討する。体型が変わっても対応できるように制服を調整してもらうため、裾の調整は必ず制服業者で裾直しをしてもらうこと。

※以下の公式行事ではブレザー、ネクタイを着用すること。

入学式、卒業式、1学期始業式、2学期終業式、3学期始業式・終業式、その他記念行事や学校から指示があるとき

5. 頭髪規定

- (1) 頭髪は高校生らしく清潔で端正な髪型を心掛けるとともに、学校の指導があった場合、これに従うこと。
染色・脱色等をしてはならない。ドライヤー・ヘアアイロン等の使用での変色も含む。
- (2) アイロン等で髪を巻くなどの加工は禁止する。パーマ全般・まつ毛パーマ、エクステも禁止する。
- (3) 化粧・カラーコンタクト・色付きリップクリーム、日焼け止めファンデーション、マニキュア等は禁止する。
- (4) ピアスやイヤリング、指輪、ネックレス等の装飾品類は身につけない。

6. タブレットのルール

- (1) タブレットの貸し借りは禁止する。管理は各自で行うこと。校内での充電は禁止する。充電は家庭で行うこと。
- (2) 危険防止のため、歩きながらの使用は禁止する。校内ではマナーモードにすること。
- (3) カメラ機能の使用については、担当者の許可があった場合にのみ認める。休み時間中の使用は禁止する。
- (4) 学習活動に関することのみ使用可とし、ゲームや学習に関係のない動画閲覧、SNS の使用は禁止する。

7. 部活動の延長・残留・休日について

- (1) 下校時刻を超えて部活動を行う場合は、延長活動願を提出する。最大1時間の延長が認められる。
- (3) 考査1週間前は部活動を禁止する。ただし、考査1週間前から考査終了後2週間後までに公式戦がある場合は、特別活動願を提出した部活動の活動を認める。考査前は18時完全下校・考査中は15時完全下校とする。
- (4) 休日に活動する場合、必ず顧問の先生の指導の下で行うこと。

8. 改正手続

- (1) 生徒会や職員会議の要請があれば、随時検討する。